**保護者の皆さんへ**

令和６年度就学援助制度に関するお知らせ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　越生町教育委員会

　越生町では、経済的理由によって就学困難と認められる町内小中学校の児童・生徒の保護者に対して、就学援助費（学用品費、修学旅行費、給食費等）を支給しています。以下の項目を確認の上、受給を希望される家庭は申請手続きをしてください。

**１　受給できる家庭の目安**

　（１）児童扶養手当の支給を受けている家庭

 （２）収入が少ないため給食費、学級費、旅行積立金等の支払いが困難な家庭

　（３）職業が不安定（休職、失業、倒産等）であるため生活が困窮している家庭

　（４）特別な事情（災害、事故、病気等）によって経済的に困窮している家庭

※認定の目安（基準額）は、裏面①のとおり

**２　給付内容（令和５年度実績）**

 ※裏面②のとおり

**３　申請方法**

　　「就学援助費受給申請書」に記入の上、次の必要書類を添付し、教育委員会学務課に申請してください。申請書は、学務課窓口またはホームページからダウンロードできます。

　　《必要書類》

　　　　○生計をともにしている方全員分の前年（令和５年分）の所得がわかるもの

　　　　（源泉徴収票や確定申告書の写しなど）

**４　申請期限**

　（１）　令和６年４月から受給を希望される場合は、**３月２９日（金）まで**に申請してください。

　（２）　令和６年４月に町内の小中学校に入学予定のお子さんがいるご家庭には「新入学学用品費等」を入学前に支給しますので、**２月２０日（火）まで**に申請してください。

　※　上記の期限を過ぎても申請はできますが、受給期間が短くなったり、受給できる費目が限られたりする場合があります。また、（２）の「新入学学用品費等」を支給後に転出した場合や、前年度の所得確認の結果、認定基準を満たしていない場合は、お支払いした援助費を返還していただくことがあります。

**５　認定結果のお知らせ**

　　認定結果については、審査後に郵送でお知らせします。

**６　その他**

（１）　就学援助は、学校の集金等を免除するものではありません。集金内容等の確認は、各学校へお問い合わせください。

　（２）　就学援助費を受給するには、毎年申請手続きが必要です。前年度に受給している家庭も申請手続きが必要となります。

**問い合わせ先**

　越生町教育委員会学務課学務担当　電話２９２－３１２１（内線５０３）

**①** **認定の目安（基準額）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 世帯人数 | 世　帯　構　成 | 年間所得額 | 年間収入額 |
| ３人 | 父35歳・母30歳・子7歳 | 1,900,000円 | 2,900,000円 |
| ４人 | 父41歳・母33歳・子7歳・子3歳 | 2,300,000円 | 3,500,000円 |
| ５人 | 父43歳・母35歳・子13歳・子10歳・子6歳 | 3,100,000円 | 4,500,000円 |

※　年間所得額は、「源泉徴収票」の場合、給与所得控除後の金額から「社会・生命・地震保険料等」を差し引いた額です。家庭の状況（世帯構成、年齢、住宅形態等）により異なりますので、表の金額はあくまでも一例としてご覧ください。

**②給付内容（令和５年度実績）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項　　目 | 支　給　金　額 | 備　　　考 |
| 小　学　生 | 中　学　生 |
| 学　用　品　費 |  年額　11,630円 | 年額　22,730円 | 全学年 |
| 通学用品費 |  2,270円 |  2,270円 | 1年生を除く(3月末までの申請者に限る) |
| 新入学学用品費等 |  　 　54,060円 |  　　63,000円 | 1年生(3月末までの申請者に限る) |
| 校外活動費（宿泊なし） |  1,600円以下 |  　2,310円以下 | 遠足など |
| 校外活動費（宿泊有） |  3,690円以下 |  6,210円以下 | 宿泊学習など |
| 修 学 旅 行 費 |  22,690円以下 |  60,910円以下 | 旅行代金等 |
| 医 　療 　費 |  　自己負担額 | 　自己負担額 | 学校で治療の勧めがあった病気（虫歯など）に限り対象となります |
| 学 校 給 食 費 |  月額　 4,000円 |  月額　4,700円 |  |
| スポーツ振興センター災害共済掛金 | ※年度初めに学校で一括集金されますが、４月から援助が認定された方には後日学校から返金となります。 |

 ※ 上記の金額を７月、１２月、３月の３期に分けて支給します。 新入学学用品費等については、申請期限までに申請された方には、入学前に支給します。

　※　他の公的助成制度による当該費目に相当する額を受給した場合は、支給はありません。

**■特別支援教育就学奨励制度について**

　　特別支援教育就学奨励制度とは、特別支援学級等に通うお子さんをお持ちの保護者の方に対し、学用品費等の一部を支給することで、経済的な負担を軽減するための制度です。

　　特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者の方には７月上旬頃、在籍している学校を通じて申請書類をお渡しします。また、ご家庭で購入された学用品費、通学用品費及び新入学学用品費（新１年生に限る）については、支給額を算定するため、領収書等（レシート、クレジットカードの支払い明細等）の提出が必要となりますので、申請の案内があるまで大切に保管してください。

なお、生活保護及び町の就学援助を申請し認定された場合は、それぞれの制度が優先となり、重複しての支給は受けられません。